

報告第1号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年（2024年）2月13日提出

宝塚市長 山崎晴恵

専決第4号

専決処分書

令和5年度宝塚市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和6年（2024年）1月30日

宝塚市長 山崎晴恵

議案第 1 1 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するもの
とする。

令和 6 年（2024 年）2 月 1 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 4 1 年条例第 1 号）の一部を次のように
改正する。

第 1 条の表教育委員会の部宝塚市奨学生選考委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 1 3 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 1 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例
第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 1 条、第 2 条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	(月額) 1 6 6 , 4 0 0 円	1 級旅費相当額
選挙管理委員会委員長	(月額) 1 1 9 , 8 0 0 円	1 級旅費相当額
選挙管理委員会委員	(日額) 1 3 , 7 0 0 円	1 級旅費相当額
代表監査委員	(月額) 4 3 3 , 4 0 0 円	1 級旅費相当額
識見を有する者のうちか ら選任された監査委員	(月額) 1 3 2 , 1 0 0 円	1 級旅費相当額
議会の議員のうちから選 任された監査委員	(月額) 5 9 , 7 0 0 円	1 級旅費相当額
公平委員会委員長	(日額) 1 7 , 5 0 0 円	1 級旅費相当額
公平委員会委員	(日額) 1 3 , 3 0 0 円	1 級旅費相当額
農業委員会会長	(月額) 7 0 , 6 0 0 円	1 級旅費相当額
農業委員会会長代理	(月額) 5 2 , 0 0 0 円	1 級旅費相当額
農業委員会委員	(月額) 4 3 , 0 0 0 円	1 級旅費相当額

農地利用最適化推進委員	(月額) 43,000円	1級旅費相当額
固定資産評価審査委員会 委員長	(日額) 17,500円	1級旅費相当額
固定資産評価審査委員会 委員	(日額) 13,300円	1級旅費相当額
専門委員	(日額) 10,700円	1級旅費相当額
選挙長	(1回) 13,100円	1級旅費相当額
投票所の投票管理者	(1回) 15,600円。ただし、投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
期日前投票所の投票管理者	(1回) 13,700円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
開票管理者	(1回) 13,100円	1級旅費相当額
選挙立会人	(1回) 11,400円	1級旅費相当額
投票所の投票立会人	(1回) 13,300円。ただし、投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙	1級旅費相当額

	管理委員会が定める額	
期日前投票所の投票立会人	(1回) 11,800円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
開票立会人	(1回) 11,400円	1級旅費相当額
介護認定審査会委員	(日額) 19,000円	1級旅費相当額
障害支援区分認定審査会委員	(日額) 19,000円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会委員長	(日額) 18,800円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会委員	(日額) 17,500円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会調査補助員	(日額) 10,700円	1級旅費相当額
いじめ防止対策委員会委員長	(日額) 11,500円。ただし、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の調査を実施する場合には、18,800円	1級旅費相当額
いじめ防止対策委員会委員	(日額) 10,700円。ただし、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査を実施する場合には、17,500円	1級旅費相当額
執行機関の附属機関の委	(日額) 11,500円	1級旅費相当額

員（介護認定審査会委員、障害支援区分認定審査会委員、いじめ問題再調査委員会委員及びいじめ防止対策委員会委員を除く。以下この表において同じ。）のうち委員長		
執行機関の附属機関の委員（知識経験を有する者のうちから選任された委員に限る。）	（日額） 10,700円	1級旅費相当額
執行機関の附属機関の委員（知識経験を有する者のうちから選任された委員を除く。）	（日額） 8,700円	1級旅費相当額
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内で任命権者が定める額	職種により宝塚市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第21号）による旅費の範囲内で任命権者が定める額
地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条の規定等による出頭人	費用弁償として日額10,700円以内	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する
ものとする。

令和6年(2024年)2月13日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)の一部を次のように改める。

第2条第1号中「1,072,400円」を「1,097,100円」に改め、同条第2号中「881,100円」を「892,600円」に改め、同条第3号中「758,100円」を「759,600円」に改める。

附則第2項中「令和6年8月31日」を「令和7年4月18日」に、「1,072,400円」を「1,097,100円」に、「881,100円」を「892,600円」に、「758,100円」を「759,600円」に改める。

(宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「758,100円」を「759,600円」に改める。

附則第2項中「令和6年8月31日」を「令和7年4月18日」に、「758,100円」を「759,600円」に改める。

(宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「758,100円」を「759,600円」に改める。

附則第2項中「令和6年8月31日」を「令和7年4月18日」に、「758,100円」を「759,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 15 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「号給は」の次に「、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ」を加え、「と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)」を「に対応する別表第 4 に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項」を「前 2 項」に改め、同項を第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により職員を降格させた場合で当該降格が 2 級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の適用については、それぞれ 1 級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

第 12 条第 3 項中「別表第 4」を「別表第 5」に改める。

第 26 条第 1 項中「別表第 5」を「別表第 6」に改め、同条第 2 項中「別表第 6」を「別表第 7」に改め、同条第 3 項中「別表第 5」を「別表第 6」に改める。

第 27 条第 1 項及び第 2 項中「別表第 7」を「別表第 8」に改める。

別表第 2 中「室長」を「次長」に改める。

別表第 7 を別表第 8 とし、別表第 6 を別表第 7 とし、別表第 5 を別表第 6 とし、別表第 4 を別表第 5 とし、別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4（第 7 条関係） 別紙添付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

別表第4（第7条関係）

行政職給料表降格時号給対応表

（その1）

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	13	31	1	29	13	9
2	14	32	2	30	14	10
3	15	33	3	31	15	11
4	16	34	4	32	16	12
5	17	35	5	33	17	13
6	18	36	6	34	18	14
7	18	37	7	35	19	15
8	19	38	8	36	20	16
9	19	39	9	37	21	17
10	20	40	10	38	22	18
11	20	41	11	39	23	19
12	21	42	12	40	24	20
13	21	43	13	41	25	21
14	22	44	14	42	26	22
15	23	45	15	43	27	23
16	24	46	16	44	28	24
17	25	47	17	45	29	25
18	26	48	18	46	30	26
19	27	49	19	47	31	27
20	28	50	20	48	32	28
21	29	51	21	49	33	29
22	30	52	22	50	34	30

2 3	3 1	5 3	2 3	5 1	3 5	3 1
2 4	3 2	5 4	2 4	5 2	3 6	3 2
2 5	3 3	5 5	2 5	5 3	3 7	3 3
2 6	3 4	5 6	2 6	5 4	3 8	3 4
2 7	3 5	5 7	2 7	5 5	3 9	3 5
2 8	3 6	5 8	2 8	5 6	4 0	3 6
2 9	3 7	5 9	2 9	5 8	4 3	3 7
3 0	3 8	6 0	3 0	6 0	4 6	3 8
3 1	3 9	6 1	3 1	6 2	4 9	3 9
3 2	4 0	6 2	3 2	6 4	5 2	4 0
3 3	4 1	6 3	3 3	6 5	5 5	4 1
3 4	4 2	6 4	3 4	6 6	5 8	4 2
3 5	4 3	6 5	3 5	6 7	6 1	4 3
3 6	4 4	6 6	3 6	6 8	6 4	4 4
3 7	4 5	6 7	3 7	7 0	6 6	4 5
3 8	4 6	6 8	3 8	7 2	6 8	4 6
3 9	4 7	6 9	3 9	7 4	7 0	4 7
4 0	4 8	7 0	4 0	7 6	7 2	4 8
4 1	4 9	7 1	4 1	7 7	7 5	4 9
4 2	5 0	7 2	4 2	7 8	7 8	5 0
4 3	5 1	7 3	4 3	7 9	8 1	5 1
4 4	5 2	7 4	4 4	8 0	8 4	5 2
4 5	5 3	7 5	4 5	8 2	8 7	5 3
4 6	5 4	7 6	4 6	8 4	9 0	5 4
4 7	5 5	7 7	4 7	8 6	9 3	5 5
4 8	5 6	7 8	4 8	8 8	9 6	5 6
4 9	5 7	7 9	4 9	8 9	9 7	5 7
5 0	5 8	8 0	5 0	9 0	9 7	5 8
5 1	5 9	8 1	5 1	9 1	9 7	5 9

5 2	6 0	8 2	5 2	9 2	9 7	6 0
5 3	6 1	8 3	5 3	9 3	9 7	6 1
5 4	6 2	8 4	5 4	9 4	9 7	6 2
5 5	6 3	8 5	5 5	9 5	9 7	6 3
5 6	6 4	8 6	5 6	9 6	9 7	6 4
5 7	6 5	8 7	5 7	9 7	9 7	6 5
5 8	6 6	8 8	5 8	9 8	9 7	6 6
5 9	6 7	8 9	5 9	9 9	9 7	6 7
6 0	6 8	9 0	6 0	1 0 0	9 7	6 8
6 1	7 0	9 0	6 1	1 0 1	9 7	6 9
6 2	7 2	9 0	6 2	1 0 2	9 7	7 0
6 3	7 4	9 0	6 3	1 0 3	9 7	7 1
6 4	7 5	9 0	6 4	1 0 4	9 7	7 2
6 5	7 5	9 0	6 5	1 0 5	9 7	7 3
6 6	7 5	9 0	6 6	1 0 6	9 7	7 4
6 7	7 5	9 0	6 7	1 0 7	9 7	7 5
6 8	7 5	9 0	6 8	1 0 8	9 7	7 6
6 9	7 5	9 0	6 9	1 1 0	9 7	7 7
7 0	7 5	9 0	7 0	1 1 2	9 7	
7 1	7 5	9 0	7 1	1 1 4	9 7	
7 2	7 5	9 0	7 2	1 1 6	9 7	
7 3	7 5	9 0	7 3	1 1 7	9 7	
7 4	7 5	9 0	7 4	1 1 8	9 7	
7 5	7 5	9 0	7 5	1 1 9	9 7	
7 6	7 5	9 0	7 6	1 2 0	9 7	
7 7	7 5	9 0	7 7	1 2 1	9 7	
7 8	7 5	9 0	7 8	1 2 2		
7 9	7 5	9 0	7 9	1 2 3		
8 0	7 5	9 0	8 0	1 2 4		

8 1	7 5	9 0	8 1	1 2 5		
8 2	7 5	9 0	8 2	1 2 5		
8 3	7 5	9 0	8 3	1 2 5		
8 4	7 5	9 0	8 4	1 2 5		
8 5	7 5	9 0	8 5	1 2 5		
8 6	7 5	9 0	8 6	1 2 5		
8 7	7 5	9 0	8 7	1 2 5		
8 8	7 5	9 0	8 8	1 2 5		
8 9	7 5	9 0	8 9	1 2 5		
9 0	7 5	9 0	9 0	1 2 5		
9 1		9 0	9 1	1 2 5		
9 2		9 0	9 2	1 2 5		
9 3		9 0	9 3	1 2 5		
9 4		9 0	9 4	1 2 5		
9 5		9 0	9 5	1 2 5		
9 6		9 0	9 6	1 2 5		
9 7		9 0	9 7	1 2 5		
9 8		9 0	9 8			
9 9		9 0	9 9			
1 0 0		9 0	1 0 0			
1 0 1		9 0	1 0 1			
1 0 2		9 0	1 0 2			
1 0 3		9 0	1 0 3			
1 0 4		9 0	1 0 4			
1 0 5		9 0	1 0 5			
1 0 6		9 0	1 0 6			
1 0 7		9 0	1 0 7			
1 0 8		9 0	1 0 8			
1 0 9		9 0	1 0 9			

1 1 0		9 0	1 1 0			
1 1 1		9 0	1 1 1			
1 1 2		9 0	1 1 2			
1 1 3		9 0	1 1 3			
1 1 4		9 0	1 1 4			
1 1 5		9 0	1 1 5			
1 1 6		9 0	1 1 6			
1 1 7		9 0	1 1 7			
1 1 8		9 0	1 1 8			
1 1 9		9 0	1 1 9			
1 2 0		9 0	1 2 0			
1 2 1		9 0	1 2 1			
1 2 2		9 0	1 2 2			
1 2 3		9 0	1 2 3			
1 2 4		9 0	1 2 4			
1 2 5		9 0	1 2 5			

消防職給料表降格時号給対応表

(その2)

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	29	1	13	1
2	18	30	2	14	2
3	19	31	3	15	3
4	20	32	4	16	4
5	21	33	5	17	5
6	22	34	6	18	6
7	23	35	7	19	7
8	24	36	8	20	8
9	25	37	9	21	9
10	26	38	10	22	10
11	27	39	11	23	11
12	28	40	12	24	12
13	29	41	13	25	13
14	30	42	14	26	14
15	31	43	15	27	15
16	32	44	16	28	16
17	33	45	17	29	17
18	34	46	18	30	18
19	35	47	19	31	19
20	36	48	20	32	20
21	37	49	21	33	21
22	38	50	22	34	22
23	39	51	23	35	23
24	40	52	24	36	24

2 5	4 1	5 3	2 5	3 7	2 5
2 6	4 2	5 4	2 6	3 8	2 6
2 7	4 3	5 5	2 7	3 9	2 7
2 8	4 4	5 6	2 8	4 0	2 8
2 9	4 5	5 7	2 9	4 1	2 9
3 0	4 6	5 8	3 0	4 2	3 0
3 1	4 7	5 9	3 1	4 3	3 1
3 2	4 8	6 0	3 2	4 4	3 2
3 3	4 9	6 1	3 3	4 5	3 3
3 4	5 0	6 2	3 4	4 6	3 4
3 5	5 1	6 3	3 5	4 7	3 5
3 6	5 2	6 4	3 6	4 8	3 6
3 7	5 3	6 5	3 7	4 9	3 7
3 8	5 4	6 6	3 8	5 0	3 8
3 9	5 5	6 7	3 9	5 1	3 9
4 0	5 6	6 8	4 0	5 2	4 0
4 1	5 7	6 9	4 1	5 4	4 1
4 2	5 8	7 0	4 2	5 6	4 2
4 3	5 9	7 1	4 3	5 8	4 3
4 4	6 0	7 2	4 4	6 0	4 4
4 5	6 1	7 3	4 5	6 1	4 5
4 6	6 2	7 4	4 6	6 2	4 6
4 7	6 3	7 5	4 7	6 3	4 7
4 8	6 4	7 6	4 8	6 4	4 8
4 9	6 5	7 7	4 9	6 6	5 0
5 0	6 6	7 8	5 0	6 8	5 2
5 1	6 7	7 9	5 1	7 0	5 4
5 2	6 8	8 0	5 2	7 2	5 6
5 3	6 9	8 1	5 3	7 4	5 7

5 4	7 0	8 2	5 4	7 6	5 8
5 5	7 1	8 3	5 5	7 8	5 9
5 6	7 2	8 4	5 6	8 0	6 0
5 7	7 3	8 5	5 7	8 1	6 2
5 8	7 4	8 6	5 8	8 2	6 4
5 9	7 5	8 7	5 9	8 3	6 6
6 0	7 6	8 8	6 0	8 4	6 8
6 1	7 7	8 9	6 1	8 6	7 1
6 2	7 8	9 0	6 2	8 8	7 4
6 3	7 9	9 1	6 3	9 0	7 7
6 4	8 0	9 2	6 4	9 2	8 0
6 5	8 1	9 3	6 5	9 3	8 3
6 6	8 2	9 4	6 6	9 4	8 6
6 7	8 3	9 5	6 7	9 5	8 9
6 8	8 4	9 6	6 8	9 6	9 2
6 9	8 5	9 7	6 9	9 8	9 4
7 0	8 6	9 8	7 0	1 0 0	9 6
7 1	8 7	9 9	7 1	1 0 2	9 8
7 2	8 8	1 0 0	7 2	1 0 4	1 0 0
7 3	8 9	1 0 1	7 3	1 0 5	1 0 3
7 4	9 0	1 0 2	7 4	1 0 6	1 0 6
7 5	9 1	1 0 3	7 5	1 0 7	1 0 9
7 6	9 2	1 0 4	7 6	1 0 8	1 1 2
7 7	9 3	1 0 5	7 7	1 0 9	1 1 4
7 8	9 4	1 0 6	7 8	1 1 0	1 1 6
7 9	9 5	1 0 7	7 9	1 1 1	1 1 7
8 0	9 6	1 0 8	8 0	1 1 2	1 1 7
8 1	9 8	1 0 9	8 1	1 1 3	1 1 7
8 2	1 0 0	1 1 0	8 2	1 1 4	1 1 7

8 3	1 0 2	1 1 1	8 3	1 1 5	1 1 7
8 4	1 0 4	1 1 2	8 4	1 1 6	1 1 7
8 5	1 0 6	1 1 3	8 5	1 1 7	1 1 7
8 6	1 0 8	1 1 4	8 6	1 1 8	
8 7	1 1 0	1 1 5	8 7	1 1 9	
8 8	1 1 2	1 1 6	8 8	1 2 0	
8 9	1 1 4	1 1 7	8 9	1 2 1	
9 0	1 1 6	1 1 8	9 0	1 2 2	
9 1	1 1 7	1 1 9	9 1	1 2 3	
9 2	1 1 7	1 2 0	9 2	1 2 4	
9 3	1 1 7	1 2 1	9 3	1 2 5	
9 4	1 1 7	1 2 1	9 4	1 2 6	
9 5	1 1 7	1 2 1	9 5	1 2 7	
9 6	1 1 7	1 2 1	9 6	1 2 8	
9 7	1 1 7	1 2 1	9 7	1 3 0	
9 8	1 1 7	1 2 1	9 8	1 3 2	
9 9	1 1 7	1 2 1	9 9	1 3 4	
1 0 0	1 1 7	1 2 1	1 0 0	1 3 6	
1 0 1	1 1 7	1 2 1	1 0 1	1 3 7	
1 0 2	1 1 7	1 2 1	1 0 2	1 3 8	
1 0 3	1 1 7	1 2 1	1 0 3	1 3 9	
1 0 4	1 1 7	1 2 1	1 0 4	1 4 0	
1 0 5	1 1 7	1 2 1	1 0 5	1 4 1	
1 0 6	1 1 7	1 2 1	1 0 6	1 4 2	
1 0 7	1 1 7	1 2 1	1 0 7	1 4 3	
1 0 8	1 1 7	1 2 1	1 0 8	1 4 4	
1 0 9	1 1 7	1 2 1	1 0 9	1 4 6	
1 1 0	1 1 7	1 2 1	1 1 0	1 4 8	
1 1 1	1 1 7	1 2 1	1 1 1	1 4 9	

1 1 2	1 1 7	1 2 1	1 1 2	1 4 9	
1 1 3	1 1 7	1 2 1	1 1 3	1 4 9	
1 1 4	1 1 7	1 2 1	1 1 4	1 4 9	
1 1 5	1 1 7	1 2 1	1 1 5	1 4 9	
1 1 6	1 1 7	1 2 1	1 1 6	1 4 9	
1 1 7	1 1 7	1 2 1	1 1 7	1 4 9	
1 1 8	1 1 7	1 2 1	1 1 8		
1 1 9	1 1 7	1 2 1	1 1 9		
1 2 0	1 1 7	1 2 1	1 2 0		
1 2 1	1 1 7	1 2 1	1 2 1		
1 2 2		1 2 1	1 2 2		
1 2 3		1 2 1	1 2 3		
1 2 4		1 2 1	1 2 4		
1 2 5		1 2 1	1 2 5		
1 2 6		1 2 1	1 2 6		
1 2 7		1 2 1	1 2 7		
1 2 8		1 2 1	1 2 8		
1 2 9		1 2 1	1 2 9		
1 3 0		1 2 1	1 3 0		
1 3 1		1 2 1	1 3 1		
1 3 2		1 2 1	1 3 2		
1 3 3		1 2 1	1 3 3		
1 3 4		1 2 1	1 3 4		
1 3 5		1 2 1	1 3 5		
1 3 6		1 2 1	1 3 6		
1 3 7		1 2 1	1 3 7		
1 3 8		1 2 1	1 3 8		
1 3 9		1 2 1	1 3 9		
1 4 0		1 2 1	1 4 0		

1 4 1		1 2 1	1 4 1		
1 4 2		1 2 1	1 4 2		
1 4 3		1 2 1	1 4 3		
1 4 4		1 2 1	1 4 4		
1 4 5		1 2 1	1 4 5		
1 4 6		1 2 1	1 4 6		
1 4 7		1 2 1	1 4 7		
1 4 8		1 2 1	1 4 8		
1 4 9		1 2 1	1 4 9		

医療職給料表（一）降格時号給対応表

（その3）

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	1 7	1 7	2 1
2	1 8	1 8	2 2
3	1 9	1 9	2 3
4	2 0	2 0	2 4
5	2 1	2 1	2 5
6	2 2	2 2	2 6
7	2 3	2 3	2 7
8	2 4	2 4	2 8
9	2 5	2 5	2 9
1 0	2 6	2 6	3 0
1 1	2 7	2 7	3 1
1 2	2 8	2 8	3 2
1 3	2 9	2 9	3 3
1 4	3 0	3 0	3 4
1 5	3 1	3 1	3 5
1 6	3 2	3 2	3 6
1 7	3 4	3 3	3 7
1 8	3 6	3 4	3 8
1 9	3 8	3 5	3 9
2 0	4 0	3 6	4 0
2 1	4 1	3 7	4 1
2 2	4 2	3 8	4 2
2 3	4 3	3 9	4 3
2 4	4 4	4 0	4 4
2 5	4 5	4 1	4 5

2 6	4 6	4 2	4 6
2 7	4 7	4 3	4 7
2 8	4 8	4 4	4 8
2 9	4 9	4 5	5 0
3 0	5 0	4 6	5 2
3 1	5 1	4 7	5 4
3 2	5 2	4 8	5 6
3 3	5 3	4 9	5 7
3 4	5 4	5 0	5 8
3 5	5 5	5 1	5 9
3 6	5 6	5 2	6 0
3 7	5 7	5 4	6 1
3 8	5 8	5 6	6 2
3 9	5 9	5 8	6 3
4 0	6 0	6 0	6 4
4 1	6 1	6 1	6 6
4 2	6 2	6 2	6 8
4 3	6 3	6 3	7 0
4 4	6 4	6 4	7 2
4 5	6 5	6 6	7 3
4 6	6 6	6 8	7 4
4 7	6 7	7 0	7 5
4 8	6 8	7 2	7 6
4 9	6 9	7 3	7 7
5 0	7 0	7 4	7 8
5 1	7 1	7 5	7 9
5 2	7 2	7 6	8 0
5 3	7 3	7 8	8 2
5 4	7 4	8 0	8 4

5 5	7 5	8 2	8 5
5 6	7 6	8 4	8 5
5 7	7 7	8 5	8 5
5 8	7 7	8 5	8 5
5 9	7 7	8 5	8 5
6 0	7 7	8 5	8 5
6 1	7 7	8 5	8 5
6 2	7 7	8 5	8 5
6 3	7 7	8 5	8 5
6 4	7 7	8 5	8 5
6 5	7 7	8 5	8 5
6 6	7 7	8 5	8 5
6 7	7 7	8 5	8 5
6 8	7 7	8 5	8 5
6 9	7 7	8 5	8 5
7 0	7 7	8 5	8 5
7 1	7 7	8 5	8 5
7 2	7 7	8 5	8 5
7 3	7 7	8 5	8 5
7 4	7 7	8 5	8 5
7 5	7 7	8 5	8 5
7 6	7 7	8 5	8 5
7 7	7 7	8 5	8 5
7 8	7 7	8 5	8 5
7 9	7 7	8 5	8 5
8 0	7 7	8 5	8 5
8 1	7 7	8 5	8 5
8 2	7 7	8 5	
8 3	7 7	8 5	

8 4	7 7	8 5	
8 5	7 7	8 5	

医療職給料表（二）降格時号給対応表

（その４）

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	9	2 9	2 1	1 7	1
2	1 0	3 0	2 2	1 8	2
3	1 1	3 1	2 3	1 9	3
4	1 2	3 2	2 4	2 0	4
5	1 3	3 3	2 5	2 1	5
6	1 4	3 4	2 6	2 2	6
7	1 5	3 5	2 7	2 3	7
8	1 6	3 6	2 8	2 4	8
9	1 7	3 7	2 9	2 5	9
1 0	1 8	3 8	3 0	2 6	1 0
1 1	1 9	3 9	3 1	2 7	1 1
1 2	2 0	4 0	3 2	2 8	1 2
1 3	2 1	4 1	3 3	2 9	1 3
1 4	2 2	4 2	3 4	3 0	1 4
1 5	2 3	4 3	3 5	3 1	1 5
1 6	2 4	4 4	3 6	3 2	1 6
1 7	2 5	4 5	3 7	3 3	1 7
1 8	2 6	4 6	3 8	3 4	1 8
1 9	2 7	4 7	3 9	3 5	1 9
2 0	2 8	4 8	4 0	3 6	2 0
2 1	2 9	4 9	4 1	3 7	2 1
2 2	3 0	5 0	4 2	3 8	2 2
2 3	3 1	5 1	4 3	3 9	2 3
2 4	3 2	5 2	4 4	4 0	2 4
2 5	3 3	5 3	4 5	4 1	2 5

2 6	3 4	5 4	4 6	4 2	2 6
2 7	3 5	5 5	4 7	4 3	2 7
2 8	3 6	5 6	4 8	4 4	2 8
2 9	3 7	5 7	4 9	4 5	2 9
3 0	3 8	5 8	5 0	4 6	3 0
3 1	3 9	5 9	5 1	4 7	3 1
3 2	4 0	6 0	5 2	4 8	3 2
3 3	4 1	6 1	5 3	4 9	3 4
3 4	4 2	6 2	5 4	5 0	3 6
3 5	4 3	6 3	5 5	5 1	3 8
3 6	4 4	6 4	5 6	5 2	4 0
3 7	4 5	6 5	5 7	5 3	4 1
3 8	4 6	6 6	5 8	5 4	4 2
3 9	4 7	6 7	5 9	5 5	4 3
4 0	4 8	6 8	6 0	5 6	4 4
4 1	4 9	6 9	6 1	5 7	4 6
4 2	5 0	7 0	6 2	5 8	4 8
4 3	5 1	7 1	6 3	5 9	5 0
4 4	5 2	7 2	6 4	6 0	5 2
4 5	5 3	7 3	6 5	6 1	5 4
4 6	5 4	7 4	6 6	6 2	5 6
4 7	5 5	7 5	6 7	6 3	5 8
4 8	5 6	7 6	6 8	6 4	6 0
4 9	5 7	7 7	6 9	6 5	6 1
5 0	5 8	7 8	7 0	6 6	6 2
5 1	5 9	7 9	7 1	6 7	6 3
5 2	6 0	8 0	7 2	6 8	6 4
5 3	6 1	8 1	7 3	6 9	6 6
5 4	6 2	8 2	7 4	7 0	6 8

5 5	6 3	8 3	7 5	7 1	7 0
5 6	6 4	8 4	7 6	7 2	7 2
5 7	6 5	8 5	7 7	7 3	7 3
5 8	6 6	8 6	7 8	7 4	7 4
5 9	6 7	8 7	7 9	7 5	7 5
6 0	6 8	8 8	8 0	7 6	7 6
6 1	7 0	8 9	8 1	7 7	7 7
6 2	7 2	9 0	8 2	7 8	7 7
6 3	7 4	9 1	8 3	7 9	7 7
6 4	7 6	9 2	8 4	8 0	7 7
6 5	7 7	9 3	8 5	8 1	7 7
6 6	7 8	9 4	8 6	8 2	
6 7	7 9	9 5	8 7	8 3	
6 8	8 0	9 6	8 8	8 4	
6 9	8 2	9 7	8 9	8 5	
7 0	8 4	9 8	9 0	8 6	
7 1	8 6	9 9	9 1	8 7	
7 2	8 8	1 0 0	9 2	8 8	
7 3	9 1	1 0 1	9 3	8 9	
7 4	9 4	1 0 2	9 4	9 0	
7 5	9 7	1 0 3	9 5	9 1	
7 6	9 7	1 0 4	9 6	9 2	
7 7	9 7	1 0 5	9 7	9 3	
7 8	9 7	1 0 6	9 8		
7 9	9 7	1 0 7	9 9		
8 0	9 7	1 0 8	1 0 0		
8 1	9 7	1 1 0	1 0 1		
8 2	9 7	1 1 2	1 0 2		
8 3	9 7	1 1 4	1 0 3		

8 4	9 7	1 1 6	1 0 4		
8 5	9 7	1 1 7	1 0 5		
8 6	9 7	1 1 8	1 0 6		
8 7	9 7	1 1 9	1 0 7		
8 8	9 7	1 2 0	1 0 8		
8 9	9 7	1 2 1	1 0 9		
9 0	9 7	1 2 2	1 1 0		
9 1	9 7	1 2 3	1 1 1		
9 2	9 7	1 2 4	1 1 2		
9 3	9 7	1 2 5	1 1 3		
9 4	9 7	1 2 6	1 1 4		
9 5	9 7	1 2 7	1 1 5		
9 6	9 7	1 2 8	1 1 6		
9 7	9 7	1 2 9	1 1 7		
9 8	9 7	1 3 0			
9 9	9 7	1 3 1			
1 0 0	9 7	1 3 2			
1 0 1	9 7	1 3 3			
1 0 2	9 7	1 3 4			
1 0 3	9 7	1 3 5			
1 0 4	9 7	1 3 6			
1 0 5	9 7	1 3 7			
1 0 6	9 7	1 3 8			
1 0 7	9 7	1 3 9			
1 0 8	9 7	1 4 0			
1 0 9	9 7	1 4 1			
1 1 0	9 7	1 4 2			
1 1 1	9 7	1 4 3			
1 1 2	9 7	1 4 4			

1 1 3	9 7	1 4 5			
1 1 4	9 7	1 4 6			
1 1 5	9 7	1 4 7			
1 1 6	9 7	1 4 8			
1 1 7	9 7	1 4 9			
1 1 8	9 7	1 4 9			
1 1 9	9 7	1 4 9			
1 2 0	9 7	1 4 9			
1 2 1	9 7	1 4 9			
1 2 2	9 7				
1 2 3	9 7				
1 2 4	9 7				
1 2 5	9 7				
1 2 6	9 7				
1 2 7	9 7				
1 2 8	9 7				
1 2 9	9 7				
1 3 0	9 7				
1 3 1	9 7				
1 3 2	9 7				
1 3 3	9 7				
1 3 4	9 7				
1 3 5	9 7				
1 3 6	9 7				
1 3 7	9 7				
1 3 8	9 7				
1 3 9	9 7				
1 4 0	9 7				
1 4 1	9 7				

1 4 2	9 7				
1 4 3	9 7				
1 4 4	9 7				
1 4 5	9 7				
1 4 6	9 7				
1 4 7	9 7				
1 4 8	9 7				
1 4 9	9 7				

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

議案第16号

宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月13日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）

第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業）

第2条 任命権者は、1週間を通じて職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として高齢者部分休業を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、職員が次項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から行うことができる。

3 地公法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

（高齢者部分休業取得中の給与）

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間等の変更）

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から高齢者部分休業の承認を受

けた期間及び休業時間（以下「休業時間等」という。）の変更の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間等の変更を承認することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「又は宝塚市」を「、宝塚市」に改め、「修学部分休業の承認」の次に「又は宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和6年条例第 号）第2条の規定による高齢者部分休業の承認」を加える。

（宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「又は宝塚市」を「、宝塚市」に改め、「修学部分休業の承認」の次に「又は宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和6年条例第 号）第2条の規定による高齢者部分休業の承認」を加える。

議案第 17 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市一般事務手数料条例（平成 22 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

(1) 戸籍謄 抄本交付手 数料	戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付	1 通につき 450 円
(2) 戸籍の 全部又は一 部事項証明 書交付手 数料	戸籍法第 120 条第 1 項又は第 126 条の規定に基づく磁気ディスクによって調製した戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1 通につき 450 円（多機能端末機による交付にあつては、1 通につき 350 円）

」

を

「

(1) 戸籍謄 抄本又は戸 籍の全部若 しくは一部 事項証明書 交付手数料	戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書（同法第 120 条第 1 項に規定する戸籍証明書をいう。以下同	1 通につき 450 円（多機能端末機による交付にあつては、1 通につき 350 円）
--	---	---

	じ。)の交付	
--	--------	--

」

に改め、同表(3)の項を同表(2)の項とし、同項の次に次のように加える。

(3) 戸籍 電子証明書提供用 識別符号 発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報 通信技術を活用した行政の推進等に関する法 律(平成14年法律第151号)第7条第1 項の規定により同法第6条第1項に規定する 電子情報処理組織を使用する方法(総務省令 で定めるものに限る。以下同じ。)により戸 籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場 合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が 同項の規定により同項に規定する電子情報処 理組織を使用する方法により行われた場合に 限る。)における当該発行及び戸籍電子証明 書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明 書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明 書が証明する事項と同一の事項を証明する戸 籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求 を行う場合における当該発行を除く。)	戸籍電子証明書提供 用識別符号1件につ き400円
-------------------------------------	--	---------------------------------

別表第1(4)の項中「若しくは抄本」の次に「の交付」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクによって調製した除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「除籍証明書(同法第120条第1項に規定する除籍証明書をいう。以下同じ。)」に改め、同表(7)の項中「届書その他市長の受理した書類の閲覧申請手数料」を「届書その他市長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧申請手数料」に改め、「供する事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を、「1件」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの1件」を加え、同項を同表(8)の項とし、同表(6)の項中「届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他市長が受理した書類の記載事項証明書交付手数料」を「届出若しくは申請の受理の証明書、届

書その他市長が受理した書類の記載事項証明書又は届書等情報の内容証明書交付手数料」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表(7)の項とし、同表(5)の項の次に次のように加える。

<p>(6) 除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>
--------------------------------	--	--------------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 18 号

宝塚市援護資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

宝塚市援護資金貸付基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市援護資金貸付基金条例を廃止する条例

宝塚市援護資金貸付基金条例（昭和 39 年条例第 41 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の宝塚市援護資金貸付基金条例第 5 条に規定する借入申請に基づく貸付金に係る償還方法、届出、償還延期及び減免については、なお従前の例による。

議案第 19 号

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「利用者の数が 35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は介護保険法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（同法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 15 条第 30 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 44」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第 5 条第 3 項第 2 号中「同一敷地内にある」を削る。

第 6 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のう

ちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第8項を第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第15号ア中「、当該利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、

アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「第32条」を「前条」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条第4項第2号及び第33条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第24条に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

議案第 20 号

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 6 項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 203 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第 24 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心

身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加

える。

- (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号中」を「同項第4号中」に、「同項第4号中」を「同項第5号中」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同

項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定

小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第83条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号中「身体的拘束等」を「前号の身体的拘束等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

1 1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号を次のように改める。

(3) 病院（病床数100以上の病院である場合に限る。） 栄養士又は管理栄養士

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協

力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「介護保険法施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「介護保険法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条第2項第2号及び第203条第1項の改正規定 公布の日

(2) 第34条に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第106条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第172条第1項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 2 1 号

宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 1 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 5 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「同法第 4 1 条第 1 項」を「介護保険法第 4 1 条第 1 項」に、「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 4 条第 6 項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 1 0 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 1 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 9 1

条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第45条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条中ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条第2項第2号及び第91条第1項の改正規定 公布の日

(2) 第32条に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第63条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第 2 2 号

宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び
宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び宝塚市一般事務手数料条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 1 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び
宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例

（宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 7 年条例第
1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定
介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削
り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所
ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を
置かなければならない。

第 4 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定
介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域
包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に
改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く

管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「介護保険法第53条第1項」を「同法第53条第1項」に改め、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第11条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第12条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を

削り、同条第4号中「第4章」を「次章」に改め、「規定」の次に「（第31条第29号の規定を除く。）」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号オ中「第31条第16号に規定する」を「第31条第16号ウの規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第31条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに当該利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。
ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」と

いう。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第31条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、介護保険法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第33条中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第34条第1項中「第33条」を「前条」に改め、「(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(宝塚市一般事務手数料条例の一部改正)

第2条 宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第4中(8)の項を(10)の項とし、(7)の項を(9)の項とし、(6)の項の次に次のように加える。

(7) 指定介護予防支援事業者指定申請手数料	介護保険法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 14,000 円
------------------------	--	----------------------

(8) 指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	介護保険法第115条の31の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 7,000円
--------------------------	---	-----------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第5条第4項第2号及び第34条第1項の改正規定並びに第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第22条に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

議案第 23 号

宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年
条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「介護保険法第 8 条第 2 3 項に規定する複合型サービス（介護保険法施行規則
（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護
に限る。）」を「同法第 8 条第 2 3 項第 1 号に規定するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例

宝塚市介護保険条例（平成 12 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「35, 300 円」を「34, 600 円」に改め、同項第 2 号中「52, 600 円」を「52, 100 円」に改め、同項第 3 号中「53, 000 円」を「52, 500 円」に改め、同項第 4 号中「61, 800 円」を「68, 400 円」に改め、同項第 5 号中「70, 700 円」を「76, 100 円」に改め、同項第 6 号中「79, 500 円」を「87, 500 円」に改め、同号イ中「若しくは第 13 号イ」を「、第 13 号イ若しくは第 14 号イ」に改め、同項第 7 号中「91, 900 円」を「98, 900 円」に改め、同号イ中「若しくは第 13 号イ」を「、第 13 号イ若しくは第 14 号イ」に改め、同項第 8 号中「106, 000 円」を「114, 100 円」に改め、同号イ中「若しくは第 13 号イ」を「、第 13 号イ若しくは第 14 号イ」に改め、同項第 9 号中「120, 100 円」を「129, 300 円」に改め、同号ア中「400 万円」を「420 万円」に改め、同号イ中「若しくは第 13 号イ」を「、第 13 号イ若しくは第 14 号イ」に改め、同項第 10 号中「137, 800 円」を「144, 500 円」に改め、同号ア中「400 万円」を「420 万円」に、「600 万円」を「520 万円」に改め、同号イ中「若しくは第 13 号イ」を「、第 13 号イ若しくは第 14 号イ」に改め、同項第 11 号中「155, 500 円」を「159, 800 円」に改め、同号ア中「600 万円」を「520 万円」に、「800 万円」を「620 万円」に改め、同号イ中「若しくは第 13 号イ」を「、第 13 号イ若しくは第 14 号イ」に改め、同項第 12 号中「173, 200 円」を「175, 000 円」に改め、同号ア中「800 万円」を「620 万円」に、「1, 000 万円」を「720 万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「若しくは第 14 号イ」を加え、同項第 13 号中「192, 600 円」を「182, 600 円」に改め、同号ア中「

「1,000万円」を「720万円」に、「1,500万円」を「1,000万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第14号中「212,100円」を「228,300円」に改め、同号を第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 205,400円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当するものを除く。）

第8条第3項中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第13号まで」を「第14号まで」に改める。

附則第2条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,300円」を「21,700円」に改め、同条第2項中「第10条第1項第2号」を「第6条第1項第2号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,300円」を「21,700円」に、「35,300円」を「37,000円」に改め、同条第3項中「第10条第1項第3号」を「第6条第1項第3号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,300円」を「21,700円」に、「49,500円」を「52,200円」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条を附則第4条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度までの年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

議案第 25 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 53 条第 2 項 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の見出し及び同条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例

宝塚市立子ども発達支援センター条例（平成 24 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練並びに治療に係る支援を提供する」を「高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援並びに治療に係る支援を提供し、併せて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 43 条第 1 号」を「第 43 条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第 2 項の表福祉型児童発達支援センターの項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「（以下「福祉型児童発達支援」という。）」を削り、同項第 2 号中「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 4 項」に改め、同項第 3 号中「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」に改め、同項第 4 号中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 8 条第 1 項中「福祉型児童発達支援」を「児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例（平成 23 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

午前 8 時から正 午まで	0 円	400 円	800 円
------------------	-----	-------	-------

」

を

「

午前 8 時 30 分 から正午まで	0 円	350 円	700 円
-----------------------	-----	-------	-------

」

に、

「

午前 8 時から午 後 4 時まで	0 円	800 円	1,600 円
----------------------	-----	-------	---------

」

を

「

午前8時30分 から午後4時まで で	0円	750円	1,500円
--------------------------	----	------	--------

」

に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

延長利用時間	1人当たりの預かり保育の延長料金（日額）		
	第1階層及び第2階層に該当する世帯	第3階層に該当する世帯	第4階層に該当する世帯
30分（30分未満は30分とみなす。）	0円	50円	100円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日以後の保育の実施に係る預かり保育料について適用し、同日前の保育の実施に係る預かり保育料については、なお従前の例による。

議案第 28 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成 22 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

(65) 既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 38 号。以下「建基法施行令」という。）第 137 条の 12 第 6 項又は第 7 項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	27,000 円
(66) 建築基準法令の規定の適用を受けない建築物の移転をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	建基法施行令第 137 条の 16 第 2 号の規定に基づく建築基準法令の規定の適用を受けない建築物の移転をする場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	27,000 円

別表第 1 備考 6 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 4（3）の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第6(2)の項中「第11条の4第1項各号」を「第11条の3第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第6(2)の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例

宝塚市営住宅管理条例（平成 9 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 9 号イ中「第 10 条第 1 項（）」を「第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2（これらの規定を）」に改め、同号ウ中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(10) 前各号のいずれにも該当しない者で、第 12 条の 2 第 1 項に規定する定期的入居をしようとするもの

第 6 条第 4 項第 1 号中「アからエまで」を「アからオまで」に、同号エ中「小学校就学の始期に達する」を「中学校を卒業する」に改め、同号に次のように加える。

オ 同居者が入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の関係にある者その他婚姻の予約者を含む。）のみであって、当該入居者又は同居者が 39 歳以下の者である場合

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（定期的入居）

第 12 条の 2 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定める期間を入居期間として、第 9 条第 3 項の規定による入居の決定をすることができる。

2 前項の規定による決定（以下「定期入居決定」という。）は、その更新がなく、入居期間の満了によりその効力を失う。

3 市長は、定期入居決定をしようとするときは、当該入居の申込みをした者に対し、書面の交付により、定期入居決定はその更新がなく、入居期間の満了によりその効力を失う旨の説明をするものとする。

4 前項の規定による説明を受けた者は、当該説明を受けたことを証する書類を市長に提出しなければならない。

5 市長は、定期入居決定を受けた入居者に対し、入居期間の満了の1年前から6月前までの間に、当該定期入居決定が入居期間の満了によりその効力を失う旨の通知を行うものとする。

第42条第1項に次の1号を加える。

(8) 第12条の2第1項の入居期間が満了するとき。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 30 号

宝塚市営霊園永代管理料基金条例を廃止する条例の制定について

宝塚市営霊園永代管理料基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市営霊園永代管理料基金条例を廃止する条例

宝塚市営霊園永代管理料基金条例（平成 29 年条例第 26 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の宝塚市営霊園永代管理料基金条例の規定より積み立てられた基金の残額は、宝塚市営霊園運営基金（宝塚市営霊園運営基金条例（平成 29 年条例第 27 号）第 1 条に規定する宝塚市営霊園運営基金をいう。）に積み立てるものとする。

議案第 31 号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市消防事務手数料条例（平成 22 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

1, 180, 000 円
1, 410, 000 円
1, 590, 000 円
1, 950, 000 円
2, 270, 000 円
4, 550, 000 円
5, 820, 000 円
7, 070, 000 円

」

を

「

1, 450, 000 円
1, 720, 000 円
1, 920, 000 円
2, 360, 000 円
2, 740, 000 円
5, 640, 000 円
7, 240, 000 円

8, 790, 000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る審査の手数料について適用し、同日前にされた申請に係る審査の手数料については、なお従前の例による。

議案第 32 号

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その 5））の
変更について

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その 5））、令和 5 年 3 月 29 日議案第 31 号で議決、令和 5 年 10 月 6 日議案第 80 号で変更議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を
求める。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

「1 契約の目的	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その 5）
2 契約の方法	一般競争入札
3 契約の金額	¥217,024,500.-
4 契約の相手方	宝塚市小浜 3 丁目 6 番 5 号 株式会社アーデント 代表取締役 吉 田 信 幸
5 工事場所	宝塚市長尾台 1 丁目地内
6 工事概要	崩壊土砂防護柵工 一式 仮設工 一式

中

「3 契約の金額 ¥217,024,500.- 」

を

「3 契約の金額 ¥255,006,400.- 」

に変更する。

議案第33号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その1））の変更について

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その1））、令和4年10月7日議案第102号で議決、令和5年3月29日議案第32号及び令和5年10月6日議案第81号で変更議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）2月13日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- 「1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その1）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥403,034,500.-
- 4 契約の相手方 宝塚市小浜2丁目1-2-202
株式会社カナック工業
代表取締役 金山敬姫
- 5 工事場所 宝塚市千種1丁目外地内
- 6 工事概要 土工 一式
場所打擁壁工 116m
(U型擁壁、W=8.9～9.5m、H=1.7～8.5m)
仮設工 一式
グラウンドアンカー、切梁腹起し
鋼矢板圧入北側：103枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：94枚(Ⅲ・Ⅳ型)
鋼矢板引抜北側：154枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：145枚(Ⅲ・Ⅳ・ⅤL型)
薬液注入、覆工板工等
工事用道路工 一式
構造物撤去工 一式
交通管理工 一式

中

「3 契約の金額 ￥403,034,500.- 」

を

「3 契約の金額 ￥389,513,300.- 」

に、

「6 工事概要 土工 一式
場所打擁壁工 116m
(U型擁壁、W=8.9～9.5m、H=1.7～8.5m)
仮設工 一式
グラウンドアンカー、切梁腹起し
鋼矢板圧入北側：103枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：94枚(Ⅲ・Ⅳ型)
鋼矢板引抜北側：154枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：145枚(Ⅲ・Ⅳ・ⅤL型)
薬液注入、覆工板工等
工事中道路工 一式
構造物撤去工 一式
交通管理工 一式 」

を

「6 工事概要 土工 一式
場所打擁壁工 116m
(U型擁壁、W=8.9～9.5m、H=1.7～8.5m)
仮設工 一式
グラウンドアンカー、切梁腹起し
鋼矢板圧入北側：103枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：94枚(Ⅲ・Ⅳ型)
鋼矢板引抜北側：147枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：146枚(Ⅲ・Ⅳ・ⅤL型)
薬液注入、覆工板工等
工事中道路工 一式

構造物撤去工 一式

交通管理工 一式

」

に変更する。

議案第35号

公の施設（宝塚市立温泉利用施設）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）2月13日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立温泉利用施設 |
| 2 指定管理者となる団体 | 神戸市中央区加納町3丁目10番12号
株式会社 linkworks
代表取締役 廣瀬琢也 |
| 3 指定の期間 | 令和6年（2024年）7月1日から
令和8年（2026年）6月30日まで |

議案第36号

公の施設（宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）2月13日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園 |
| 2 指定管理者となる団体 | 宝塚市栄町2丁目1番1号
公益財団法人宝塚市文化財団
代表理事 秋山文子 |
| 3 指定の期間 | 令和7年（2025年）4月1日から
令和12年（2030年）3月31日まで |

議案第 37 号

兵庫県市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合格約の変更に関して次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合格約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「3 年」を「4 年」に改める。

別表第 1 号表中「、丹波少年自然の家事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

